

太田市個人情報保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第43号

太田市個人情報保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

太田市個人情報保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年太田市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第24条を削り、第25条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

（審査会への諮問）

第25条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める諮問書によるものとする。

- (1) 開示決定等 諮問書（開示決定等）（様式第33号）
- (2) 訂正決定等 諮問書（訂正決定等）（様式第34号）
- (3) 利用停止決定等 諮問書（利用停止決定等）（様式第35号）
- (4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為 諮問書（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為）（様式第36号）

2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書（様式第37号）によるものとする。

様式第 5 号及び様式第 2 0 号中「☐健康保険被保険者証」を削る。
様式第 2 1 号中「訂正した年月日」を「訂正を実施する年月日」に、
「訂正決定をする」を「訂正の」に改める。
様式第 2 7 号中「訂正決定をする」を「訂正の」に改める。
様式第 2 8 号中「☐健康保険被保険者証」を削る。
様式第 2 9 号中「利用停止決定をする」を「利用停止の」に改める。
様式第 3 3 号を次のように改める。

様式第 3 3 号（第 2 5 条関係）

第 号
年 月 日

太田市情報公開及び個人情報保護審査会 御中

太田市長 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 2 条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により諮問します。

様式第 3 3 号の次に次の 4 様式を加える。

様式第 3 4 号（第 2 5 条関係）

第 号
年 月 日

太田市情報公開及び個人情報保護審査会 御中

太田市長 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 3 条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により諮問します。

様式第 3 5 号（第 2 5 条関係）

第 号
年 月 日

太田市情報公開及び個人情報保護審査会 御中

太田市長 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により諮問します。

様式第 3 6 号（第 2 5 条関係）

第 号
年 月 日

太田市情報公開及び個人情報保護審査会 御中

太田市長 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 7 6 条の規定に基づく開示請求（第 9 0 条の規定に基づく訂正請求、第 9 8 条の規定に基づく利用停止請求）に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により諮問します。

第 号
年 月 日

（審査請求人等） 様

太田市長 印

諮 問 通 知 書

年 月 日付けの（実施機関）に対する審査請求について、下記のとおり太田市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定 等（訂正決定等、利用停止 決定等）	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

（注 1）「審査請求に係る開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）」の欄については、開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）の日付・文書番号、開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）をした者、開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

（注 2）「諮問日・諮問番号」の欄は、太田市情報公開及び個人情報保護審査会が付す番号である。

〈本件連絡先〉

担当課名：

担当者名：

電話番号：

FAX：

e-mail：

附 則

この規則は、公布の日から施行する。